



県 章

沖縄県公報

定期発行日

毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

規 則

- 沖縄県の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則（行政管理課）…………… 1

告 示

- 農用地利用配分計画の認可（農政経済課）…………… 2
- 土地改良区の役員の就任及び退任の届出（村づくり計画課）…………… 2
- 民有保安林の指定の予定（森林管理課）…………… 3
- 保安林の解除予定の通知（森林管理課）…………… 3
- 森林病虫害等防除法に基づく命令の内容の公表（森林管理課）…………… 3
- 漁船損害等補償法に基づく付保義務の同意の認定・2件（水産課）…………… 4
- 沖縄バイオ産業振興センターの利用料金の承認（ものづくり振興課）…………… 4
- 建設工事請負契約約款の一部を改正する告示（技術・建設業課）…………… 5
- 都市計画事業の変更の認可（道路街路課）…………… 6
- 公共測量の実施の通知・2件（道路管理課）…………… 6
- 公共測量の実施の終了の通知（道路管理課）…………… 7
- 海岸保全区域の指定（海岸防災課）…………… 7
- 土地区画整理組合の事業計画の変更の認可（都市計画・モノレール課）…………… 8

公 告

- 事後調査報告書の縦覧（空港課）…………… 8

収用委員会事項

- 収用の裁決手続開始の決定・3件…………… 9
- 公示送達・3件…………… 11

正 誤

- 平成29年 2月21日付け公報定期第4521号中訂正…………… 12

規 則

沖縄県の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年 2月24日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県規則第3号

沖縄県の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則

沖縄県の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則（平成12年沖縄県規則第73号）の一部を次のように改正する。

第2条の表1の項中「第2条の表9の項」を「第2条の表7の項」に改め、同表4の項中「第2条の表39の項」を「第2条の表40の項」に改め、同表5の項中「第2条の表40の項(2)」を「第2条の表41の項(2)」に改め、同表6の項中「第2条の表53の項(13)」を「第2条の表56の項(13)」に改める。

第3条（見出しを含む。）中「第2条の表1の項」を「第2条の表48の項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

沖縄県告示第111号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農用地利用配分計画を認可した。

平成29年2月24日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住所	
東盛秀平	石垣市新栄町	石垣市字石垣平地原1278番
下地秀男	宮古島市城辺字保良	宮古島市城辺字保良平安名1220番1
伊敷善武	久米島町字比屋定	久米島町字阿嘉長田297番53ほか3筆
農業生産法人有限会社久豊会	久米島町字兼城	久米島町字西銘熊志田82番ほか2筆
仲村景勇	久米島町字北原	久米島町字山里南ホンデモ原746番1
中村彰男	久米島町字上江洲	久米島町字山里北ホンデモ原619番
株式会社南九州沖縄クボタ	鹿児島県霧島市溝辺町崎森	糸満市字真栄里ヨナヨシ原1959番1ほか1筆

2 認可年月日 平成29年2月14日

沖縄県告示第112号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次のとおり金武町土地改良区から役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成29年2月24日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

1 就任

理事、監事の別	氏 名	住 所
理事	島本弘保	金武町字屋嘉198番地の2
理事	吉野久一	金武町字屋嘉94番地
理事	知念幸二	金武町字屋嘉96番地
監事	伊芸康	金武町字屋嘉2626番地

任期 平成29年2月10日から平成31年3月31日まで

2 退任

理事、監事の別	氏 名	住 所

理事	島本弘保	金武町字屋嘉198番地の2
理事	吉野久一	金武町字屋嘉94番地
理事	知念幸二	金武町字屋嘉96番地

沖縄県告示第113号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である。

平成29年 2月24日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 指定予定保安林の所在場所 名護市宇世富慶前平原621番・622番・624番・625番・631番・633番・634番（以上7筆について次の図に示す部分に限る。）、626番
- 2 指定の目的 土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を沖縄県農林水産部森林管理課及び沖縄県北部農林水産振興センター森林整備保全課において縦覧に供する。）

沖縄県告示第114号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の解除をする予定である旨の通知があった。

平成29年 2月24日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 解除予定保安林の所在場所 石垣市宇宮良浜川原985番15から985番17まで（以上3筆国有林）、985番18（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 潮害の防備
- 3 解除の理由 道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県農林水産部森林管理課及び沖縄県八重山農林水産振興センター農林水産整備課において縦覧に供する。）

沖縄県告示第115号

森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第5条第1項の規定により薬剤による防除を命ずるので、同条第4項において準用する同法第3条第5項の規定により、次の事項を公表する。

平成29年 2月24日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 区域及び期間
 - (1) 区域 今帰仁村、本部町、名護市及び恩納村の区域内に存する松林の区域のうち次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を沖縄県農林水産部森林管理課及び沖縄県北部農林水産振興センター森林整備保全課において縦覧に供する。）
 - (2) 期間 平成29年4月1日から同年6月30日まで
- 2 森林病虫害等の種類 松くい虫
- 3 行うべき措置の内容 松くい虫の被害を受け、又は受けるおそれがある樹木を所有し、又は管理する者

は、薬剤による防除を実施すること。

4 命令をしようとする理由 松くい虫の被害のまん延防止のため

5 その他必要な事項

- (1) 3に規定する措置を行う樹木及びその措置の内容については、森林害虫防除員の指示に従うこと。
- (2) 3に規定する措置を行った者又はその代理人は、当該措置を実施した後、速やかに当該措置を実施した樹木が所在する地域を管轄する沖縄県北部農林水産振興センター所長を経由して知事にその旨を届け出ること。ただし、(3)により申請書を提出する場合は、この限りでないこと。
- (3) 3に規定する措置の実施に伴う損失補償を受けようとする者は、別に定める申請書を当該措置を行った日から15日以内に当該措置を実施した樹木が所在する地域を管轄する沖縄県北部農林水産振興センター所長を経由して知事に提出するものとし、その提出があったときは、知事は、当該申請者が3に規定する措置を行ったかどうかを確認して、損失補償金の額を決定し、損失補償金を交付するものとする。
- (4) 知事は、3に規定する樹木を所有し、又は管理する者が1(2)に定める期間内に3に規定する措置を行わないとき、行っても十分でないとき又は行う見込みがないときは、当該措置の全部又は一部を行うことがあること。
- (5) 知事は、(4)による措置を行った場合において、当該措置の費用の額が、3に規定する措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行ったとした場合にその者が受けることとなるべき補償の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することがあること。

沖縄県告示第116号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第3項の規定により、那覇北加入区について普通損害保険契約の締結の同意があったものと認める。

平成29年 2月24日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県告示第117号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第3項の規定により、渡嘉敷加入区について普通損害保険契約の締結の同意があったものと認める。

平成29年 2月24日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県告示第118号

沖縄バイオ産業振興センターの設置及び管理に関する条例（平成25年沖縄県条例第36号）第13条第3項の規定により、次のとおり沖縄バイオ産業振興センターの利用料金を承認した。

平成29年 2月24日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 施設の名称 沖縄バイオ産業振興センター
- 2 指定管理者 バイオ産業振興センター運営共同体
 代表者 一般社団法人トロピカルテクノプラス うるま市字州崎7番地7
 株式会社久米電装 那覇市久米2丁目16番25号
- 3 利用料金の適用年月日 平成29年 4月 1日
- 4 利用料金の額

種別	単位	利用料金の額
事業支援室	1平方メートル1月につき	2,360円
研究室	1平方メートル1月につき	2,360円

実証棟	1平方メートル1月につき	820円
駐車場	1台1月につき	3,080円

備考

- 1 利用の期間が1月未満である場合又は利用の期間に1月未満の端数がある場合には、その利用の期間又はその端数の期間については日割計算によるものとする。この場合においては、利用料金の金額の月額を30で除して得た額にその月における利用日数を乗じて計算するものとする。
- 2 利用料金の金額が面積を単位として定められている場合において、利用する面積に1平方メートル未満の端数があるときは、その端数を1平方メートルとして計算する。

沖縄県告示第119号

建設工事請負契約約款の一部を改正する告示を次のように定める。

平成29年 2月24日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

建設工事請負契約約款の一部を改正する告示

建設工事請負契約約款（平成9年沖縄県告示第317号）の一部を次のように改正する。

第7条の次に次の1条を加える。

（受注者の契約の相手方となる下請負人の健康保険等加入義務）

第7条の2 受注者は、次の各号に掲げる届出の義務を履行していない建設業者（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第3項に定める建設業者をいい、当該届出の義務がない者を除く。）を下請契約（受注者が直接締結する下請契約に限る。）の相手方としてはならない。

- (1) 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務
- (2) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務
- (3) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務

第10条第1項第2号中「（昭和24年法律第100号）」を削る。

第18条の次に次の1条を加える。

（入札時積算数量書に疑義が生じた場合における確認の請求等）

第18条の2 受注者は、入札時に発注者が示した入札時積算数量書（一式とされた細目（設計図書において施工条件が明示された項目を除く。）を除く。以下「入札時積算数量書」という。）に記載された積算数量に疑義が生じたときは、その旨を直ちに監督員に通知し、その確認を請求することができる。ただし、当該疑義に係る工事が完了した場合には、確認を求めることができないものとする。

- 2 前項の請求は、入札時積算数量書における当該疑義に係る積算数量と、これに対応する受注者が入札時に提出した工事費内訳書における当該数量とが同一であると確認できた場合にのみ行うことができるものとする。
- 3 監督員は、第1項の請求を受けたとき又は自ら入札時積算数量書に記載された積算数量に誤り又は脱漏を発見したときは、直ちに確認を行わなければならない。
- 4 前項の確認の結果、入札時積算数量書の訂正の必要があると認められるときは、発注者は、受注者と協議して、訂正を行わなければならない。
- 5 前項の訂正が行われた場合において、発注者は、請負代金額の変更の必要があると認められるときは、第24条に定めるところにより当該変更を行うものとする。この場合における同条第1項本文の規定による協議は、訂正された入札時積算数量書に記載された積算数量に基づき行うものとする。

第45条第2項中「第87条第1項」を「第94条第1項」に、「第6条第1項及び第2項」を「第5条第1項及び第2項」に改める。

第48条の前の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（発注者の解除権）」を付し、同条第1項第6号へ中「下請契約」の次に「（一次又は二次下請以降の全ての下請契約をいう。以下この号において同じ。）」を加え、同条第2項及び第3項を削る。

第48条の2に見出しとして「（談合等不正行為による解除権）」を付し、同条第1項第1号中「第49条第1項」を「第61条第1項」に、「第50条第1項」を「第62条第1項」に改め、「又は独占禁止法第66条第4項の規定による審決」及び「（独占禁止法第77条の規定により、この審決の取消しの訴えが提訴されたとき

を除く。)」を削り、同項第2号中「審決に対し、受注者が独占禁止法第77条の規定により審決取消しの訴えを提起し、その訴えについて請求棄却又は訴え却下の」を「前号の排除措置命令又は納付命令に係る行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)第3条第1項に規定する抗告訴訟を提起した場合において、当該訴訟についての訴えを却下し、又は棄却する」に改め、同項第3号中「第96条の3」を「第96条の6」に改め、同条第2項中「前条第2項」を「前条第1項」に改め、同条を第48条の3とする。

第48条の次に次の1条を加える。

(契約が解除された場合等の違約金)

第48条の2 次の各号のいずれかに該当する場合には、受注者は、請負代金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) 前条の規定によりこの契約が解除された場合
 - (2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合
- 2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成16年法律第75号)の規定により選任された破産管財人
 - (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定により選任された管財人
 - (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定により選任された再生債務者等
- 3 第1項の場合(前条第6号の規定により、この契約が解除された場合を除く。)において、第4条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって第1項の違約金に充当することができる。

第51条第3項及び第8項中「第48条又は第48条の2」を「第48条から第48条の3まで」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成29年3月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の建設工事請負契約約款の規定は、平成29年3月1日以後に締結される契約について適用し、同日前に締結した契約については、なお従前の例による。

沖縄県告示第120号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定により、平成25年沖縄県告示第167号で認可した那覇広域都市計画道路事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成29年2月24日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 施行者の名称 豊見城市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 那覇広域都市計画道路事業
 - (2) 名称 3・4・1号饒波川線
- 3 事業施行期間 平成25年3月15日から平成35年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分 変更なし
 - (2) 使用の部分 なし
- 5 変更の内容 施行範囲の変更

沖縄県告示第121号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、沖縄県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成29年 2月24日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 公共測量を実施する地域 沖縄市及び那覇市
- 2 公共測量を実施する期間 平成29年 2月22日から同年 3月27日まで
- 3 作業種類 公共測量（水準測量）

沖縄県告示第122号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、南部土木事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成29年 2月24日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 公共測量を実施する地域 那覇市の一部
- 2 公共測量を実施する期間 平成29年 2月16日から同年 3月24日まで
- 3 作業種類 公共測量（基準点測量）

沖縄県告示第123号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、中部土木事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

平成29年 2月24日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 公共測量を実施した地域 沖縄市
- 2 公共測量を実施した期間 平成28年 9月23日から平成29年 2月10日まで
- 3 作業種類 公共測量（基準点測量）

沖縄県告示第124号

海岸法（昭和31年法律第101号）第3条第1項の規定により、海岸保全区域を次のとおり指定する。
 なお、関係図面は、沖縄県土木建築部海岸防災課及び沖縄県北部土木事務所において縦覧に供する。

平成29年 2月24日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

海岸の名称			指定区域
沿岸名	海岸名	地区海岸名	
琉球諸島沿岸	名護海岸	真喜屋地区海岸	基点1から基点4までを順次直線で結んだ線、補助点1から補助点4までを順次直線で結んだ線、基点1と補助点1を直線で結んだ線及び基点4と補助点4を直線で結んだ線により囲まれた区域 基点1 四等三角点（英63）奥武島（北緯26度38分26秒0521、東経128度02分05秒7318）から188度55分55秒535.422メートルの地点 基点2 基点1から97度58分20秒171.042メートルの地点 基点3 基点2から85度01分24秒9.499メートルの地点 基点4 基点3から353度32分11秒3.385メートルの地点 補助点1 基点1から353度16分24秒78.748メートルの地点 補助点2 補助点1から97度58分12秒78.072メートルの地点 補助点3 補助点2から81度53分34秒62.442メートルの地点 補助点4 補助点3から120度55分50秒43.031メートルの地点

沖縄県告示第125号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定により、土地区画整理組合の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成29年 2月24日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 組合の名称 宜野湾市佐真下土地区画整理組合
- 2 事務所の所在地 宜野湾市野嵩一丁目1番1号
- 3 施行地区 宜野湾市宇佐真下赤田地原及び西原の各一部、宇真栄原水玉屋原及び上茶原の各一部、宇大謝名東原、久永地原及び軍花原の各一部並びに宇我如古比屋田原の一部
- 4 事業施行期間 昭和57年12月9日から平成30年3月31日まで
- 5 設立認可の年月日 昭和57年12月3日
- 6 変更の内容 事業施行期間の延長及び資金計画の変更
- 7 変更認可の年月日 平成29年2月10日

公 告

沖縄県環境影響評価条例（平成12年沖縄県条例第77号）第49条第2項において準用する同条例第36条の規定により、事後調査報告書を作成したので、同条例第49条第2項において準用する同条例第38条の規定により、次のとおり当該事後調査報告書を縦覧に供する。

平成29年 2月24日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 法対象事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
 - (1) 名称 沖縄県
 - (2) 代表者の氏名 沖縄県知事 翁長雄志
 - (3) 主たる事務所の所在地 那覇市泉崎1丁目2番2号
- 2 法対象事業の名称、種類及び規模
 - (1) 名称 新石垣空港整備事業
 - (2) 種類 飛行場及びその施設の設置の事業
 - (3) 規模 滑走路の長さ 2,000メートル
- 3 法対象事業が実施されるべき区域 石垣市
- 4 事後調査の実施期間 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで
- 5 事後調査報告書の縦覧場所、期間及び時間
 - (1) 縦覧場所
 - ア 沖縄県土木建築部空港課 那覇市泉崎1丁目2番2号 電話番号098-866-2400
 - イ 沖縄県八重山土木事務所 石垣市宇真栄里438番地1 電話番号0980-82-2217
 - ウ 石垣市企画政策課 石垣市美崎町14番地 電話番号0980-82-1350
 - エ 竹富町企画財政課 石垣市美崎町11番地1 電話番号0980-82-6191
 - オ WWF サンゴ礁保護研究センターしらほサンゴ村 石垣市宇白保118番地 電話番号0980-84-4135
 - (2) 期間 平成29年2月24日から同年3月27日まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）とする。ただし、WWF サンゴ礁保護研究センターしらほサンゴ村については、平成29年2月24日から同年3月27日まで（水曜日を除く。）とする。
 - (3) 時間 午前9時から午後5時まで
- 6 その他参考となる事項 なし
- 7 この公告及び縦覧に関する問合せ先

- (1) 沖縄県土木建築部空港課 那覇市泉崎1丁目2番2号 電話番号098-866-2400
 (2) 沖縄県八重山土木事務所 石垣市字真栄里438番地1 電話番号0980-82-2217

収用委員会事項

沖縄県収用委員会告示第7号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、次のとおり収用の裁決手続の開始を決定した。

平成29年 2月24日

沖縄県収用委員会

- 1 起業者の名称 沖縄県
- 2 事業の種類 県道浦添西原線改築事業（沖縄県浦添市字港川崎原地内から同市字城間大川地内まで）及びこれに伴う市道付替工事
- 3 裁決手続の開始を決定した土地の表示

所在	地番	地目	地積 (㎡)		収用しようとする土地の面積 (㎡)	備考
			登記簿	実測		
浦添市字港川崎原	541番	宅地	681.07	681.83	107.11	注

注 収用しようとする土地の区域は、別紙図面表示のLP29、L183、L184、L185、L186、LP30、K176、K177及びLP29の各点を順次結ぶ直線で囲まれた区域である。（別紙図面は、省略する。）

- 4 土地所有者の氏名及び住所

氏名	住所
銘苅ヒデ	浦添市字港川508番地
銘苅全信	浦添市港川一丁目22番1-303号山城マンションA

- 5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類

氏名	住所	権利の種類
ファーイーストサービス株式会社 代表取締役 ポーグ・ジェームス・リーシー	宜野湾市伊佐三丁目7番26号	借地権
マチナトポイント地主組合 組合長 銘苅稔	浦添市字港川414番地	使用貸借による権利又は 賃貸借による権利

- 6 裁決手続の開始を決定した年月日 平成29年 2月 9日

沖縄県収用委員会告示第8号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、次のとおり収用の裁決手続の開始を決定した。

平成29年 2月24日

沖縄県収用委員会

- 1 起業者の名称 沖縄県
- 2 事業の種類 県道浦添西原線改築事業（沖縄県浦添市字港川崎原地内から同市字城間大川地内まで）及びこれに伴う市道付替工事
- 3 裁決手続の開始を決定した土地の表示

所在	地番	地目	地積 (㎡)		収用しようとする土地の面積 (㎡)	備考
			登記簿	実測		
浦添市字港川崎原	549番	宅地	333.91	331.25	158.40	注

注 収用しようとする土地の区域は、別紙図面表示のLP28、L179、L180、L181、L182、LP29、K177、K178及びLP28の各点を順次結ぶ直線で囲まれた区域である。(別紙図面は、省略する。)

4 土地所有者の氏名及び住所

氏名	住所
銘苺全誠	浦添市字港川347番地

5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類

氏名	住所	権利の種類
ファーイーストサービス株式会社 代表取締役 ポーグ・ジェームス・リーシー	宜野湾市伊佐三丁目7番26号	借地権

6 裁決手続の開始を決定した年月日 平成29年2月9日

沖縄県収用委員会告示第9号

土地収用法(昭和26年法律第219号)第45条の2の規定により、次のとおり収用の裁決手続の開始を決定した。

平成29年2月24日

沖縄県収用委員会

- 1 起業者の名称 沖縄県
- 2 事業の種類 二級河川小波津川水系小波津川河川改修工事(沖縄県中頭郡西原町字兼久勝連川地内から同町字小波津細工舛地内まで)
- 3 裁決手続の開始を決定した土地の表示

所在	地番	地目		地積 (㎡)		収用しようとする土地の面積 (㎡)	備考
		登記簿	現況	登記簿	実測		
中頭郡西原町字小那覇干原	643番	畑	雑種地	191	192.23	33.70	注

注 収用しようとする土地の区域は、別紙図面表示のC27、C25、P15、NO.22-L、P16及びC27の各点を順次結ぶ直線で囲まれた区域である。(別紙図面は、省略する。)

4 土地所有者の氏名及び住所

氏名	住所
仲松理恵子	アメリカ合衆国ワシントン州ベリンガム市リッジウッド街4256
仲松民子	中頭郡西原町字小波津616番地の1
喜屋武郁子	那覇市赤嶺1丁目16番地1
仲松久美子	中頭郡西原町字小波津616番地の1
仲松律子	アメリカ合衆国ミシガン州マコーム郡ウォーレン市ファーナム街8419
吉田紀子	千葉県千葉市花見川区幕張町4丁目759番地16
ムツミ・マタグレイ・モーテラ	アメリカ合衆国ハワイ州アイエア コアウカループ98-410 23番G

仲松彌俊	中頭郡西原町字小波津616番地
與古田正子	中頭郡西原町字小波津44番地県営西原団地 1 棟405号
仲松彌徳	中頭郡西原町字小波津616番地の 3
仲松勇	島尻郡与那原町字与那原1087番地フォルシア与那原103
上原美津子	島尻郡与那原町字与那原631番地の 6
仲松直治	中頭郡西原町字小那覇215番地玉那覇アパート102号
仲松慎也	中頭郡西原町字小波津616番地の 5
伊敷麻利子	島尻郡与那原町字与那原3179番地の 1 チュラコート与那原205
仲松美香	中頭郡西原町字小波津616番地の 5

- 5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類 なし
 6 裁決手続の開始を決定した年月日 平成29年 2月 9日

沖縄県収用委員会告示第10号

収用しようとする土地 浦添市字城間東空寿

土地所有者 不明 住所不明

土地収用法（昭和26年法律第219号）第66条第3項の規定に基づき上記の者に送達すべき下記書類は、当収用委員会事務局（沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号、沖縄県土木建築部用地課内）において保管してあるので、出頭の上その交付を受けてください。

記

県道浦添西原線改築事業裁決申請等事件その5に係る平成29年2月9日付けの裁決書

（注意）上記書類を受領しないときは、平成29年3月16日をもってその書類の送達があったものとみなされます。

平成29年 2月24日

沖縄県収用委員会

沖縄県収用委員会告示第11号

収用しようとする土地 浦添市字城間東空寿1851番 1

土地所有者 不明ただし、管理者沖縄県 住所不明

土地収用法（昭和26年法律第219号）第66条第3項の規定に基づき上記の者に送達すべき下記書類は、当収用委員会事務局（沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号、沖縄県土木建築部用地課内）において保管してあるので、出頭の上その交付を受けてください。

記

県道浦添西原線改築事業裁決申請等事件その6に係る平成29年2月9日付けの裁決書

（注意）上記書類を受領しないときは、平成29年3月16日をもってその書類の送達があったものとみなされます。

平成29年 2月24日

沖縄県収用委員会

沖縄県収用委員会告示第12号

収用しようとする土地 浦添市字城間東空寿1785番 1、1840番 2、1840番 3、1851番 2、1858番 1 及び1859番 1

土地所有者 不明ただし、管理者浦添市 住所不明

土地収用法（昭和26年法律第219号）第66条第3項の規定に基づき上記の者に送達すべき下記書類は、当収用委員会事務局（沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号、沖縄県土木建築部用地課内）において保管してあるので、出頭の上その交付を受けてください。

記

県道浦添西原線改築事業裁決申請等事件その7に係る平成29年2月9日付けの裁決書

（注意）上記書類を受領しないときは、平成29年3月16日をもってその書類の送達があったものとみなされます。

平成29年2月24日

沖縄県収用委員会

正 誤

平成29年2月21日付け公報定期第4521号掲載の「沖縄県副知事の担任事項を定める規程を廃止する訓令（沖縄県訓令第2号）」中次のとおり誤り。

ページ	行	誤	正
17	下から1	公布の日	平成29年2月21日

発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074	印刷所 文進印刷株式会社 〒901-0416 島尻郡八重瀬町字宜次706番地4
---	--